

ゆうちょ銀行の新規業務に関する認可申請に対する意見

平成19年12月18日

社団法人 第二地方銀行協会

1. 基本的考え方

ゆうちょ銀行が民間金融システムへ円滑に統合され、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、①肥大化したバランスシートの規模の縮小、②利用者保護の徹底や金融システム安定に資する観点からの内部管理態勢の整備、③政府の出資がある間における公平な競争条件の確保の3点が不可欠である。

ゆうちょ銀行の新規業務についても、これらの点を踏まえるとともに、貴委員会が「新規業務の調査審議に関する所見」で、「委員会の委員が実態を更に調査した上で、要件や条件について審議を行っていく」と示しているとおり、委員会自身が適正な競争関係の確保、業務遂行能力等の事前要件を確認し、審議していただきたい。

2. 今回申請された新規業務について

(1) クレジットカード業務

ゆうちょ銀行は、官業として築き上げてきた国民からの信頼、全国的な営業基盤と巨大な資金力を承継した金融機関であり、一般の金融機関には見られない優位性を有する。そのようなゆうちょ銀行が、政府の間接出資が残る移行期間において、クレジットカード業務という新たな与信業務を行うことは、他の民間金融機関との公平な競争と言えず、認め難い。

仮に、ゆうちょ銀行が新たな決済サービスとして、提携カード会社の保証を付したクレジットカード業務に取組むことになれば、公平な競争条件が確保されていない下で、更なる規模の肥大化を招きかねない。また、監督指針等にもとづき委託先である提携カード会

社の業務の適切性（審査の妥当性、適切な債権管理等）を確保するための措置が講じられているか等、他の民間金融機関も求められていることから、これを十分確認していただきたい。

(2) 変額個人年金保険等生命保険募集業務

移行期間において、ゆうちょ銀行が、優位性を有したまま変額個人年金保険等を募集することは、公平な競争条件の確保という観点から問題である。

本業務を取扱う場合には、他の民間金融機関においては、金融商品取引法等にもとづき顧客説明・苦情処理態勢、顧客情報管理態勢等内部管理態勢の整備・強化が求められている。ゆうちょ銀行においても、同様に、適切な態勢を整えているかを確認していただきたい。万が一、こうした態勢が整備されないまま参入することになれば、顧客保護の観点等からも大きな問題であると思慮する。

(3) 住宅ローン等の代理業務

民間金融機関の住宅ローン等の代理業務であるものの、ゆうちょ銀行が官業から承継した国民からの信頼と全国的な営業基盤にもとづき本業務を取扱うことは、政府100%の出資が残る現段階において、公平な競争条件の確保という観点から問題である。

仮に、ゆうちょ銀行が住宅ローン等の代理業務を実施することになれば、ゆうちょ銀行の口座を決済用口座として利用される可能性もあり、バランスシートの規模が一層拡大する懸念がある。また、代理業務であっても、銀行法や監督指針等にもとづき、代理業者が措置することになっている商品知識や各種法令に精通した人材の確保・配置、顧客への適切な情報提供、顧客の知識・経験・財産の状況等に応じた説明、苦情処理対応等を十分確認していただきたい。

以 上